[3] 特別児童扶養手当 身 知 精

概 要	重度または中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給する制度です。		
対象者	20歳未満で、「政令に規定する障害の状態」(次ページ※)にある児童を監護している父母 (主として児童の生計を維持するいずれか一人)または、父母に代わって児童を養育(児童と 同居し、監護し、生計を維持)する人		
手 当 額	手当額は 対象児1人につき月額 1級(重度)51,450円(平成29年4月1日時点) 2級(中度)34,270円(") 毎年4月・8月・11月の3回に分けて支給されます。 ※「物価スライド制」の適用により改定される場合があります。		
支 給 制 限	 (1)手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき。 (⇒(1)特別障害者手当 下欄 [※注意]を参照) (2)父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき。 (3)対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき。 (4)対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき。 		
必要とするもの	認定請求書(子育て支援課にあります。) 手帳の写し又は診断書(指定様式。子育て支援課にあります) 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本・世帯全員の住民票・印鑑 請求者名義の銀行通帳など		
窓口	子育て支援課 電話:06-6992-1647、FAX:06-6994-1691		

※「政令に規定する障害の状態」(特別児童扶養手当)			
1 級(重度)	2 級 (中度)		
①両眼の視力の和が0.04以下のもの	①両眼の視力の和が0.08以下のもの		
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの		
③両上肢の機能に著しい障害を有するもの	③平衡機能に著しい障害を有するもの		
④両上肢のすべての指を欠くもの	④そしゃくの機能を欠くもの		
⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有す	⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの		
るもの	⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠く		
⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの	もの		
⑦両下肢を足関節以上で欠くもの	⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能		
⑧体幹の機能に座っていることができない程度又	に著しい障害を有するもの		
は立ち上がることができない程度の障害を有す	⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの		
るもの	⑨一上肢のすべての指を欠くもの		
⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害	⑩一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有す		
又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各	るもの		
号と同程度以上と認められる状態であって、日	⑪両下肢のすべての指を欠くもの		
常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度	⑩一下肢の機能に著しい障害を有するもの		
のもの	13一下肢を足関節以上で欠くもの		
⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認	④体幹の機能に歩くことができない程度の障害を		
められる程度のもの	有するもの		
⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害	⑤前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害		
が重複する場合であって、その状態が前各号と	又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各		
同程度以上と認められる程度のもの	号と同程度以上と認められる状態であって、日		
	常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活		
	に著しい制限を加えることを必要とする程度の		
	もの		
	16精神の障害であって、前各号と同程度以上と認		
	められる程度のもの		
	切身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害		
	が重複する場合であって、その状態が前各号と		
	同程度以上と認められる程度のもの		